

令和3年第3回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和3年3月26日(金) 14時00分～15時15分

1 場 所 南有馬庁舎 3階中会議室

1 出席者の氏名

教育長	永 田 良 二
教育委員	近 藤 孝 信
教育委員	塩 田 絹 代
教育委員	吉 田 英 則
教育委員	松 尾 哲

1 欠席者の氏名

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	栗 田 一 政
教育総務課長	苑 田 和 良
学校教育課長	本 村 英 治
生涯学習課長	南 原 伸 治
スポーツ振興課長	岡 野 俊 作
文化財課長	岡 野 博 明
世界遺産推進室長	松 本 慎 二
教育総務課総務班長	荒 木 一 弘

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第12号 南島原市教育支援委員会の答申について

議案第13号 学校医の変更について

議案第14号 史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について

議案第15号 南島原市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第16号 南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

議案第17号 南島原市適応指導教室条例施行規則の制定について

議案第18号 南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

議案第19号 南島原市教育委員会会計年度任用職員職務規程の一部を改正する訓令について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 令和2年度南島原市一般会計補正予算(第14号)について

(3) 令和3年度南島原市一般会計補正予算(第1号)について

日程 第1 開会

永田教育長

それでは、只今から、「令和3年第3回定例会」を開会いたします。
はじめに、「日程第5議案審議」に、「議案第17号 南島原市適応指導教室条例施行規則の制定について」と「議案第18号 南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について」及び「議案第19号 南島原市教育委員会会計年度任用職員職務規程の一部を改正する訓令について」の3つの議案を追加したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

それでは、議案審議に、「議案 第17号」から「議案 第19号」までの、3つの議案を追加することにいたします。

日程 第2 前回会議録の承認

永田教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、「松尾委員」を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

〈令和3年第2回定例会…松尾委員が署名〉

日程 第3 会議録署名人の指名

永田教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「近藤委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

それでは、会議録署名人に「近藤委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告

永田教育長

日程第4「教育長報告」を行います。

この報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

(別紙により、令和3年2月26日から令和3年3月25日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告)

永田教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはありませんか。

特にないようですので、以上で、「教育長報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

永田教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

永田教育長

議案第12号「南島原市教育支援委員会の答申について」を議題といたします。

この案件は個人情報が含まれておりますので、非公開で審議したいと思います。よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

この案件は、非公開と決定いたします。

(非公開の審議)

永田教育長

「議案第12号」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第12号」については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第13号「学校医の変更について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第13号「学校医の変更について」をご説明いたします。

提案理由としましては、学校保健安全法第23条に基づき、学校医を変更したいので提案するものです。

「令和3年度南島原市小学校・中学校 学校医名簿」をご覧ください。

令和3年度の学校医の委嘱にあたっては、南高医師会の推薦を踏まえております。

新たに学校医としてお願いいたしますのは、西有家小学校学校医に森田十和子先生、南有馬小学校学校医に本多哲矢先生、南有馬中学校学校医に太田大作先生、口之津小学校学校医に哲翁和博先生でございます。

参考までに、学校歯科医、学校薬剤師の変更はございません。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第13号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第13号」は、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第14号「史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

内容について、担当班長から説明させます。

文化財課長

議案第14号「史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について」をご説明いたします。

史跡原城跡・日野江城跡専門委員会条例第3条の規定により、今回、任期満了に伴う委員の委嘱の提案でございます。

任期は、1年で、別紙名簿のとおり各委員は、全員留任していただき、委員に変更はございません。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

<異議なしの声>

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第14号」は、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第15号「南島原市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第15号「南島原市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について」をご説明いたします。

提案理由としましては、英語検定料の補助金について、「英検 Jr. 学校版」を補助金の対象とすることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次ページをご覧ください。

改正する告示の概要について示しております。

題名を「南島原市英語検定料等補助金交付要綱」に改めます。

第1条中「英検」という。)」の次に「及び英検 Jr. 学校版(以下「英検 Jr. 」という。)」を加え、「受験する児童生徒」を「受験する児童生徒又は英検 Jr. を受験する児童」に、「南島原市英語検定料補助金」を「南島原市英語検定料等補助金」に改めます。

第2条第2号中「保護者」を「保護者又は英検 Jr. を受験した南島原市立小学校在籍する児童の保護者」に改めます。

第4条第1項中「英検」を「英検又は英検 Jr. 」に改め、同条第2項中「児童生徒」を「児童生徒又は英検 Jr. を受験した児童」に改めます。

第5条第1項中「南島原市英語検定料補助金交付申請書」を「南島原市英語検定料等補助金交付申請書」に改め、同条第2項中「南島原市英語検定料補助金交付申請について」を「南島原市英語検定料等補助金交付申請について」に、「団体申込書」を「団体申込書等」に改めます。

第6条中「南島原市英語検定料補助金交付・却下決定通知書」を「南島原市英語検定料等補助金交付・却下決定通知書」に改めます。

2ページ以降をご覧ください。様式第1号から様式第3号までにおいて、同様に語句を改めております。

附則として、この告示は、令和3年4月1日から施行するとしています。

6ページから10ページまでに新旧対照表を、11ページ以降に、改正告示の全文を掲載しております。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

「英語検定 Jr.」のレベルについて、説明をお願いします。

学校教育課長

英検 Jr. 学校版につきましては、小学校の教育課程で取り扱う英語のレベルの検定内容となっております。

テストのグレードにつきましては、ブロンズ、シルバー、ゴールドとなっております。ブロンズにつきましては、小学校の英語活動では、学習した1～2年程度の学習内容となっております。音声活動が中心となっております。

シルバーにつきましては、2年半から3年程度の学習レベルで、文字が認識できるレベルとなっております。

ゴールドにつきましては、2年半から3年程度の学習レベルで、小学校高学年を想定した内容となっております。

学校で検定が実施できますが、本市では、子ども達に広く受験してもらうために、受験会場を用意していく予定であります。

松尾委員

現在、英語検定を受験している人数を教えてください。

学校教育課長

令和2年の12月までのデータでございますが、小学生については、受験者数が72名、合格者数が53名、うち最高レベルの合格者は3級です。

中学生については、受験者数が215名、合格者数が151名、うち最高レベルの合格者は、準2級に10名が合格しております。

吉田委員

同一年度で何回も試験があるのでしょうか。

学校教育課長

年度内では、中学校は複数回あり、小学校につきましては、令和2年度は初めてで、教育委員会で1回試験を実施いたしました。

なお、検定料の補助は、同一年度内で1回のみ補助となっております。

永田教育長

他にありませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第15号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第15号」は、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第16号「南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」を議題といたします。

内容について、教育次長から説明させます。

教育次長

議案第16号「南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」をご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項の規定により、別紙の者に対し辞令を発令したいので、教育委員会の意見を求めるものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第16号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第16号」は、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第17号「南島原市適応指導教室条例施行規則の制定について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第17号「南島原市適応指導教室条例施行規則の制定について」をご説明いたします。

提案理由としましては、「南島原市適応指導教室設置条例」の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに規則を制定するものであります。

1ページをご覧ください。

制定規則の全文をお示ししております。

第1条では、その趣旨を規定しております。

第2条には、職員の資格として、教育職員免許法第5条に規定する免許状を有するものとし、公認心理士等国家資格又はそれに準ずる資格を有する者等（南島原市教育委員会が適当と認める者）と規定しております。

第3条には、通室の手段の決定及び往復途上の安全確保には、保護者の責任において行うものと規定しております。

また、2項において、通室した日は、出席扱いとするということを規定しております。

第4条では、入室に係る手続きについて規定しております。

流れとして、通室しようとする児童生徒の保護者が所属校の校長へ、入室願を提出し、所属校校長が、市教育委員会に入室申請書を提出します。市教育委員会は、通室に支障がないこと等の審査を行い、入室の許可となります。

第5条では、退室に係る手続きについて規定しております。

附則として、この規則は、令和3年4月1日から施行するとしています。

3ページから6ページまでには、申請等に必要な様式を示しております。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第17号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第17号」は、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第18号「南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第18号「南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について」をご説明いたします。

提案理由としましては、令和3年度において、引き続き5年間又は6年間の任用期間が経過した場合においても、令和3年9月30日まで再度の任用を行うため、所要の改正を行うものであります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、現在も外国人の出入国が制限されております。このことを踏まえ、ALTの任用団体であるJETから「令和3年度に限り、任用団体との合意に基づき、5年目又は6年目参加者も再度1年間の参加を可能とする」旨の通知があったことにより、再度の改正を行うものであります。

1ページをご覧ください。

改正の概要をお示ししております。

附則に次の1項を付け加える。

(令和3年度における任用期間の特例)

4項 第5条第3項の規定にかかわらず、令和3年度においては、市は、引き続き5年間又は6年間の任用期間が経過した場合においても、令和3年9月30日までの再度の任用を行うことができる。としております。

附則として、この規則は、令和3年4月1日から施行するとしています。

2ページは、新旧対照表を。3ページ以降は、改正規則の全文をお示ししております。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第18号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第18号」は、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第19号「南島原市教育委員会会計年度任用職員職務規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

議案第19号「南島原市教育委員会会計年度任用職員職務規程の一部を改正する訓令について」をご説明いたします。

令和3年4月1日に予定する南島原市適応指導教室の設置、機構組織の改編及び廃校活用プランナーの廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

心の教室施設指導員を適応指導教室指導員へ変更することに伴い、名称及び業務内容を改正いたします。

機構組織の改編により、スポーツ振興課を生涯学習課に統合することから、B & G海洋センター指導員のサービスを監督する者をスポーツ振興課長から生涯学習課長へ改正いたします。

また、廃校活用プランナーを廃止することに伴い規程から削除するものでございます。

資料3ページの新旧対照表をご覧ください。

別表の職種又は職名欄の「5 心の教室施設指導員」を「適応指導教室指導員」へ、職務の内容について3項目から施設管理を含めた12項目に改正します。4ページをご覧ください。

12 B & G海洋センター指導員欄の職務の内容及びサービスを監督する者をスポーツ振興課長から生涯学習課長へ改正します。

5ページをご覧ください。

13 廃校活用プランナーについて廃止することから、別表から削除するものでございます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

永田教育長
永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第19号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第19号」は、原案のとおり決定いたしました。

日程 第6 その他

永田教育長
永田教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

第1号「準要保護児童生徒就学援助の申請について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

永田教育長

この案件は、非公開といたします。

<非公開の審議>

永田教育長

小学校 認定 9人

中学校 認定 3人

本件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定しましたので、以上の報告をもって了承をお願いします。

永田教育長

次に第2号の「令和2年度南島原市一般会計補正予算（第14号）について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長
永田教育長

〔令和2年度南島原市一般会計補正予算（第14号）について説明〕
次に第3号の「令和3年度南島原市一般会計補正予算（第1号）について」を
議題とします。

内容について、担当課長、室長から説明させます。

教育総務課長
永田教育長

〔令和3年度南島原市一般会計補正予算（第1号）について説明〕
次に、第4号の「次回教育委員会定例会の開催について」でございますが、次
回の定例会は、4月27日、火曜日、午後2時から開催する予定としております
ので、よろしくお願ひします。

永田教育長

最後に、第5号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませ
んでしょうか。

学校教育課長
文化財課長
永田教育長

（新学校給食センターの開設に向けた進捗状況について説明）

（有馬の石橋群5橋について説明）

他にございせんか。

特にないようですので、第5号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

永田教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時15分

会議録署名人

教育委員

記録職員